

福岡県医発第256号(地)
平成19年 5月11日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

国保連合会からの診療(調剤)報酬明細書等の編綴及び記載方法
に関する各医療機関への通知について

福岡県国民健康保険団体連合会において、審査支払事務の効率化及び支払い事務の品質向上を目的として、平成18年11月よりOCRを利用した事務処理が開始されております。

今般、平成19年4月より保険者に対するオンラインによる電子レセプトを用いた請求が可能となり、福岡県国民健康保険団体連合会においても、保険者の選択に応えるため、紙面によるレセプトの続紙についても、画像情報化(OCR処理)が実施されております。

つきましては、「診療(調剤)報酬明細書等の編綴及び記載方法に関する協力依頼について(お願い)」のとおり協力依頼がありましたので、貴会におかれましても会員医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、県下各保険医療機関(薬局)あてに、「診療(調剤)報酬明細書等の編綴及び記載方法について(お願い)」(別紙2)のとおり、直接協力依頼がされる予定となっております。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





福国保連第 846 号

平成 19 年 5 月 1 日

福岡県医師会 御中
福岡県歯科医師会 御中
福岡県薬剤師会 御中

福岡県国民健康保険団体連合会



診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法に関する協力依頼について（お願い）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年11月より、審査支払事務の効率化及び支払事務の品質向上のためOCRを利用した事務処理を開始したところ、貴会のご理解及びご協力により、順調に事務処理を行っているところです。この度、平成19年4月より保険者に対するオンラインによる電子レセプトを用いた請求が可能となり、本会においても、保険者の選択に応えるため、紙面によるレセプトの続紙についても、画像情報化（OCR処理）を実施しています。

つきましては、「診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について（お願い）」（別紙1）のとおり、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、県下各保険医療機関（薬局）あてに、「診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について（お願い）」（別紙2）のとおり協力依頼を予定していますので、各郡市師会へご周知をいただき、診療報酬請求事務の円滑なる運営が図られますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒812-8521

福岡市博多区吉塚本町13番47号

福岡県国民健康保険団体連合会

審査管理部電算管理課

Tel 092-642-7811

Fax 092-642-7854



● 診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について（お願い）

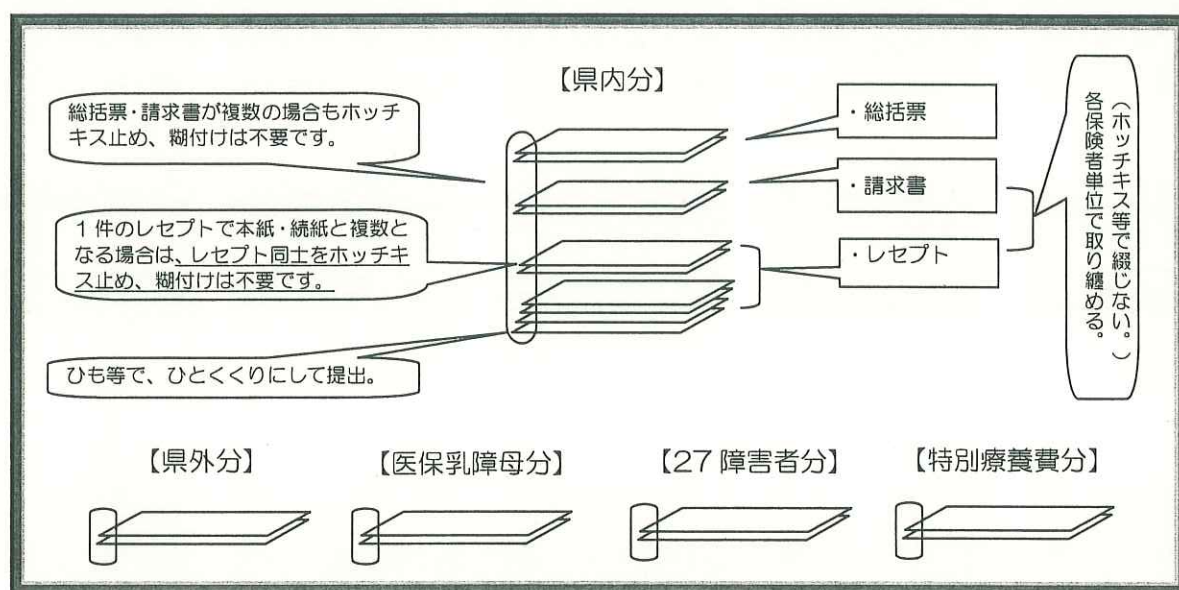
診療（調剤）報酬明細書等（以下「レセプト等」）の続紙の画像情報化処理（OCR）の実施に伴いレセプト等の編綴及び記載について、下記のとおりご協力をお願いいたします。

なお、手書きにより診療（調剤）報酬明細書を作成される保険医療機関（薬局）においてもご協力をお願いいたします。

1. レセプト等の編綴に関する留意事項

平成 18 年 10 月診療分以降は、続紙や症状詳記等で 1 件のレセプトが複数枚になる場合は、レセプト同士（本紙・続紙）はホッチキス止め（糊付けは不可）をお願いしておりましたが、平成 19 年 3 月診療分以降は、レセプト同士（本紙・続紙）のホッチキス止めも不要となります。

また、総括票、請求書及びレセプトは、従来どおり各々を編綴せず、全てをまとめて紐で編綴願います。



2. レセプトの記載方法に関する留意事項

レセプトの記載にあたり、次の項目についてご協力をお願いします。

（1）「摘要」欄

①診療報酬明細書等の記載要領により、レセプトの記載にあたり摘要欄に書ききれない場合は、レセプトと同一のサイズ（A4版）の続紙に記載することとなっています。したがって、蛇腹様態の続紙の使用はご遠慮願います。

②検査結果等の用紙を摘要欄に貼付される場合は、折り曲げたり、記載項目にかかったり、また摘要欄からはみ出さないように貼付願います。

（2）日計表

入院のレセプト等で診療内容が複雑な場合に添付いただいている日計表についても、続紙と同様にレセプトと同一のサイズ（A4版）にて作成頂きますよう、貴院の医事会計システムの改修等に併せ、ご検討をお願いします。

なお、オンライン請求及び光ディスク等を用いた請求の場合は、現在の全ての診療行為に係る日計表は不要となり、薬剤に限る日計表情報のみ記録することとなりますので、オンライン請求や光ディスク等を用いた請求についてご協力をお願いいたします。

このレセプトの編綴及び記載方法のお願いは、国保連合会へ請求するレセプトに関する事項ですので、福岡県社会保険診療報酬支払基金へ請求するレセプトで続紙がある場合は、記載要領のとおり、本紙の次に続紙を重ね左上端を貼り付けるようになっていますので、ご留意いただけますようお願いいたします。

平成19年5月1日

県内各保険医療機関（薬局） 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について（お願い）

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、本会から保険者への請求に関しては、紙面による診療（調剤）報酬明細書等により請求を行っているところです。

この度「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求に関する取り扱い要領（平成18.4.10保総発第0410001号及び平成19.03.30保総発第0330008号）」により、平成19年4月より保険者の選択により、本会から保険者に対し、オンラインによる電子レセプトを用いた請求が可能となり、本会においても、保険者の選択に応えるため、平成19年4月より紙面による診療（調剤）報酬明細書等の続紙についても画像情報化（OCR処理）しております。

つきましては、誠に恐縮とは存じますが、過日「診療（調剤）報酬明細書のOCRエリアへの印字等について（依頼）（平成18.8.1事務連絡）」）でお願いしておりましたが、下記のとおり再度のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

添付資料

「診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について」

＜問合せ先＞

福岡県国民健康保険団体連合会

電算管理課企画管理係

TEL 092-642-7811（ダイヤルイン）

FAX 092-642-7854

● 診療（調剤）報酬明細書等の編綴及び記載方法について（お願い）

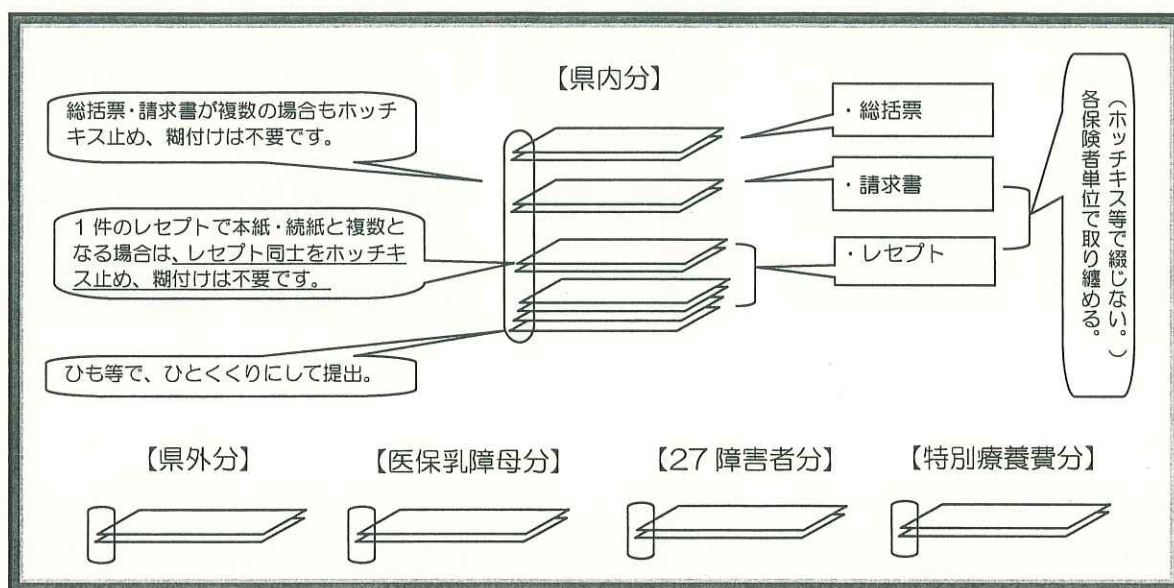
診療（調剤）報酬明細書等（以下「レセプト等」）の続紙の画像情報化処理（OCR）の実施に伴いレセプト等の編綴及び記載について、下記のとおりご協力をお願いいたします。

なお、手書きにより診療（調剤）報酬明細書を作成される保険医療機関（薬局）においてもご協力をお願いします。

1. レセプト等の編綴に関する留意事項

平成 18 年 10 月診療分以降は、続紙や症状詳記等で 1 件のレセプトが複数枚になる場合は、レセプト同士（本紙・続紙）はホッチキス止め（糊付けは不可）をお願いしていましたが、平成 19 年 3 月診療分以降は、レセプト同士（本紙・続紙）のホッチキス止めも不要となります。

また、総括票、請求書及びレセプトは、従来どおり各々を編綴せず全てをまとめて紐で編綴願います。



2. レセプトの記載方法に関する留意事項

レセプトの記載にあたり、次の項目についてご協力をお願いします。

（1）「摘要」欄

①診療報酬明細書等の記載要領により、レセプトの記載にあたり摘要欄に書ききれない場合は、レセプトと同一のサイズ（A4 版）の続紙に記載することとなっています。したがって、蛇腹様態の続紙の使用はご遠慮願います。

②検査結果等の用紙を摘要欄に貼付される場合は、折り曲げたり、記載項目にかかったり、また摘要欄からはみ出さないように貼付願います。

（2）日計表

入院のレセプト等で診療内容が複雑な場合に添付いただいている日計表についても、続紙と同様にレセプトと同一のサイズ（A4 版）にて作成頂きますよう、貴院の医事会計システムの改修等に併せ、ご検討をお願いします。

なお、オンライン請求及び光ディスク等を用いた請求の場合は、現在の全ての診療行為に係る日計表は不要となり、薬剤に限る日計表情報のみ記録することとなりますので、オンライン請求や光ディスク等を用いた請求についてご協力をお願いいたします。

このレセプトの編綴及び記載方法のお願いは、国保連合会へ請求するレセプトに関する事項ですので、福岡県社会保険診療報酬支払基金へ請求するレセプト等の取り扱いに関しては、従来どおり変更はありませんで、ご留意いただけますようお願いいたします。

保 総 発 第 0410001 号

平成 1 8 年 4 月 1 0 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 殿

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（局）長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた
費用の請求等に関する取扱いについて

標記については、「保険医療機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（平成 1 3 年 1 0 月 1 日保保発第 3 7 号、保国発第 7 3 号。以下「医科取扱要領」という。）、「保険薬局に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（平成 1 3 年 1 0 月 3 1 日保保発第 5 1 号、保国発第 8 0 号。以下「調剤取扱要領」という。）及び「特定機能病院等における入院医療の包括評価に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（平成 1 6 年 4 月 2 7 日保総発第 0427002 号。以下「D P C 取扱要領」という。）により取り扱っているところであるが、今般、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 5 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部改正に伴い、別添のとおり「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求に関する取扱要領」を定め、平成 1 8 年 4 月請求分から適用することとしたので通知する。

今回の改正は、指定医療機関等の電子情報処理組織（オンライン）の使用による請求の特例を加えたほか、届出様式及び手続に所要の改正を行ったものであるので、関係者への周知及び指導について、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、これに伴い、医科取扱要領、調剤取扱要領及び D P C 取扱要領は廃止する。



保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等 を用いた費用の請求に関する取扱要領

1 光ディスク等による診療（調剤）報酬の請求の届出

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（以下「請求省令」という。）の定めるところにより、診療（調剤）報酬の請求に当たって厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を使用する場合、又は使用しているプログラム等を変更する場合は、あらかじめその旨を審査支払機関に届け出る（別添1参照）こと。

なお、保険医療機関等で作成する光ディスク等が、厚生労働大臣の定めた記録条件仕様等に適合しているかどうかを保険医療機関等が事前に確認したい場合は、審査支払機関に依頼（別添2参照）して確認試験を受けることができるものであること。

2 光ディスク等の提出

- (1) 保険医療機関等は、光ディスク等を正・副2枚作成し、正本に所要の事項を記載したラベル（別添3参照）を貼付のうえ、請求省令の定める診療（調剤）報酬請求書に添えて、保険医療機関等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出すること。
- (2) 光ディスク等の提出に当たっては、破損等を防止するため、保護ケースを使用すること。
- (3) 光ディスク等の副本は、保険医療機関等で保管すること。
なお、審査支払機関に提出した正本が傷等の理由から読み取りができない場合、正本に代えて提出するものであること。
- (4) 返戻照会に係る再請求分がある場合は、当月請求の光ディスク等の請求分と区分し、審査支払機関が返戻した光ディスク等に記録された請求情報に基づき現行の紙レセプトに準じて出力した紙レセプト（以下「出力紙レセプト」という。）に診療（調剤）報酬請求書を添えて、(1)と同様に提出すること。

3 保険医療機関等への連絡

- (1) 提出された光ディスク等について、読み取り不能が発生した場合は、受付エラー連絡票により連絡すること。
- (2) 診療（調剤）報酬請求点数の算定誤り、審査による査定等、請求点数に異動が生じた場合は、増減点連絡書により連絡すること。
- (3) 記載事項の不備等事務的理由による返戻及び審査委員会の返戻照会は、光ディスク等に記録された請求情報に基づき作成した出力紙レセプトにより行うこと。

4 保険者等への請求

保険者等への請求は、平成23年3月31日までの間は、保険者等の選択により以下のいずれかの方法で行うこと。

- (1) 診療（調剤）報酬明細書情報を、電子情報処理組織を使用して保険者等の電子計算機に備えられたファイルに記録する。ただし、この取扱は、審査支払機関におけるオンラインシステムの状況を踏まえ、平成18年度中の厚生労働大臣が別に定める日からとする。

- (2) 診療（調剤）報酬明細書情報を記録した光ディスク（DVD-R又はCD-R）を提出する。
 - (3) 出力紙レセプトを提出する。
- ただし、平成23年4月1日以降の保険者等への請求は、(1)の方法で行うこと。

5 再審査の申出及び請求の取下げ申出

再審査の申出及び請求の取下げ方法は、出力した紙レセプトにより行うこと。

6 その他

厚生労働大臣が指定する保険医療機関等（以下「指定保険医療機関等」という。）が請求省令附則第四条の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して費用の請求を行う場合の取扱は以下によること。

(1) 請求に関する届出

指定保険医療機関等は、診療（調剤）報酬の請求に当たって、電子情報処理組織を使用する場合、又は使用しているプログラム等を変更する場合は、あらかじめその旨を厚生労働大臣が指定する審査支払機関（以下「指定審査支払機関」という。）に届け出る（別添4参照）こと。

なお、指定保険医療機関等で電子情報処理組織の使用による費用の請求が厚生労働大臣の定める方式に適合しているかどうかを事前に確認したい場合は、指定審査支払機関に依頼（別添5参照）して確認試験を受けることができるものであること。

(2) 請求に関する方法

ア 指定保険医療機関等は、診療（調剤）報酬請求書情報及び診療（調剤）報酬明細書情報について、厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して指定審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに所定の期日までに記録すること。ただし、電気通信回線に障害が生じた場合その他の事情により、指定審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録できないときは、前記2又は診療（調剤）報酬請求書及び診療（調剤）報酬明細書より請求すること。

イ 返戻照会に係る再請求分がある場合は、平成20年度までの間で厚生労働省が別に定める日までの間、当月請求の電子情報処理組織の使用による費用の請求分と区分し、指定審査支払機関が返戻した出力紙レセプトに請求省令に定める診療（調剤）報酬請求書を添えて提出すること。

(3) 指定保険医療機関等への連絡等

前記3と同様とすること。

(4) 保険者等への請求

前記4と同様とすること。

(5) 再審査の申出及び請求の取下げ申出

前記5と同様とすること。

「写」

保総発第0330008号
平成19年3月30日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（局）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた
費用の請求等に関する取扱いについて

標記については、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成18年4月10日保総発第0410001号。以下「取扱い通知」という。）により取り扱っているところであるが、今般、保険者等への請求の取扱いを整備することに伴い、取扱い通知における「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

関係者への周知及び指導について、よろしく取り計らい願いたい。

記

取扱要領中4（1）中「平成18年度中の厚生労働大臣が別に定める日」を「平成19年3月30日」に改める。